

南砺市農業委員会第19回総会会議録

- 1.招集日時 令和 7年 1月 9日
- 2.開会時刻 令和 7年 2月 4日 午後2時02分
- 3.閉会時刻 令和 7年 2月 4日 午後2時55分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 13名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	欠
2	堂前 光宏	欠	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	欠
5	辻 清市郎	欠	15	前川 茂	欠
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	欠
7	下田 栄樹	欠	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第82号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第84号 農用地利用集積計画(案)の決定について

第3 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由

里、主査 高田 賢寿、主任 内山 葵

9.会議の概要

事務局長

皆様お疲れ様でございます。定刻となりましたので、ただ今より第19回南砺市農業委員会令和7年2月の総会を開始したいと思います。

昨日、北陸では最も早い春一番が記録されているところですが、本日は大雪警報が発令されているような状況でございます。足元のお悪い中、またお忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。今年度は8月からの米不足で令和の米騒動と言われ、米の価格が上昇していると報道されているところでございます。農林水産省が発表している令和6年産の全国の銘柄平均ではありますが、令和6年12月までの相対価格は1俵当たり23,715円で30年前の平成の米騒動があった平成4年産の23,607円を超える価格となっております。ちなみに、富山県産米のコシヒカリ1俵当たり24,934円ということでございます。政府は1月31日、令和6年産の収穫量が令和5年産米よりも18トン増加しているにもかかわらず、11月末時点の集荷量が前年比17万トン減少しているということでございまして、現在も米の流通不足が続いていることから、政府備蓄米を全農などの集荷業者へ1年以内に買い戻すことを条件に譲渡する運用を示されているところであります。これによって米の価格が若干下がるというふうに思われているところでございます。

それでは総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数20名中13名が出席されております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達しておりますので、総会が成立したことをここにお知らせいたします。会議開始にあたりまして岡村会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

当市に大雪警報が出ている中で、皆様方足場の悪い中ご出席いただきましてありがとうございます。今ほど事務局長からもいろいろな農業に関する話がありましたが、先月の1月31日の衆議院の予算委員会でも水田活用の中身の中で、5年、水張り、これが小野寺議員の質問に江藤農林水産大臣が撤回するというので5年水張りをもう言いませんよという発言があって与野党みんなで拍手するという珍しい光景がありました。もう富山県で国会議員の先生と要望の中で数年前から毎回こういうことをするとそれを契機に農業をやめるといような方がたくさん地元におられますよ、実際私の周りでもそういう事例を見てきましたから、そういうことを真剣に申し上げていたことが、5年くらいかかって国会の先生方も盛んに言っていただいたという効果もあったのか知りませんが、ついこの3日前にそのようなことがあって、いいニュースだなあと感じました。農業委員会と直接関係なかった話をして恐縮ですが、ただその反面、飼料用米の見直しの件もまたお願いすることがたくさんあるかなと思っていますので、私の立場としては、先生方がたまに顔を出されて、そんな中で要望を続けていきたいなど、農業者の側に立った発言をこれからも続けていきたいと思っています。それでは、本日の第19回の農業委員会を開催いたします。慎重審議をよろしくをお願いいたします。

議長

会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は、1番委員、3番委員の2名の方よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議案第 82 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 82 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 2 件の申請がありました。すべて田で 3 筆 4,812 m² です。
受付番号 1 番です。

譲受人は、株式会社〇〇〇〇ということで、こちらのほうは前回の総会の議案書に先に個人名で載っていた方が新たに立ち上げられた法人でございます。前回直前に法人化したということが分かりまして、急遽審議の方から外させていただいた方の案件でございます。そのときも申し上げていましたが、個人ではなく法人のほうで申請し直すということでありまして、早速申請書を替えられまして、今度は法人で申請があったものでございます。譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、田 1 筆 1,050 m²でございます。理由につきましては、耕作者が立ち上げた農業法人に譲り渡すものでございます。こちらの方は、前回もお話していましたが、もともと法人の代表者が個人で耕作していた農地ということございまして、こちらを取得するにあたりまして、タイミング的に法人を立ち上げられたということで、法人で取得して今後は法人で耕作していきたいということでございます。新たな法人のほうは弟さんと二人で立ち上げられまして、今後二人でやっていかれるということです。立ち上げたばかりの法人ですので、耕作面積のほうはあがっておりませんが、代表者個人がこれまで利用権をかけて耕作していた部分は順次この法人に切り替えていくということでございます。もともと個人でも認定農業者さんではあったのですが、先日この法人自体も認定農業者の申請をされまして、審議を受けられたところだそうで、今後同意をいただける予定と聞いております。

受付番号 2 番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地につきましては、田 2 筆 3,762 m²でございます。理由につきましては、耕作者変更のためということで農業者年金の関係でございます。譲渡人さんと譲受人は親子で、譲渡人が後継者である譲受人に譲って農業者年金の経営移譲年金を受給している状態です。今回の申請地は、個人の方に耕作していただいていたのですが、その方自身がもういっぱいいっぱい耕作できないということで、農地を返したいという話が出てきたそうで、今後は息子さんが耕作することになったものです。通常は途中解約してそれでよかったです。たまたま所有者であります譲渡人が農業経営を息子さんに譲って農業者年金をもらっているということで、このままにしておくとも農業者年金的には年金受給者が耕作していることになってしまう。息子さんに農業経営を譲っているのに、年金受給者が農業経営を再開したかのようにとれてしまうので、耕作者を明確にするために今回 3 条で息子さんに使用貸借権を設定するものです。

いずれの案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 82 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 83 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 83 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 1 件の申請があり、すべて田で 6 筆 1,112.11 m² です。

高速道路 4 車線化橋梁工事に
伴う資材置場及びクレーンヤード

(一時転用) 1 件 田 6 筆 1,112.11 m²

受付番号 1 番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さん〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの三人で、申請地は田 6 筆 1,112.11 m²です。そのうち 2 筆は必要面積だけということのうち〇〇m²となっています。転用目的としましては、高速道路 4 車線化橋梁工事に伴う資材置き場及びクレーンヤードということで工事期間中だけの一時転用でございます。工事期間につきましては、令和 7 年 3 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までとなっています。1 筆のみ農振農用地区域外のところもありますが、ほとんどが農振農用地であります。3 年未満であれば、農振農用地のまま一時転用することが可能となっています。申請地は農地と接していないため、周辺農地に直接影響することはないものと思われま。一時転用は工事をして農地に復元するまでが一連の計画になっております。今回の申請も先ほどお伝えした工事期間内、つまり令和 9 年 7 月 31 日までには農地に復元するということとなります。

農地区分につきましては農用地と 1 種農地、許可基準は、一時転用ということで判断しております。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

それでは、議案第 83 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 84 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 84 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

利用権設定等に関する案件で、今回は 1 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、90 件・338 筆の申請がありました。面積は、田 543,262.65 m² 畑 56,293 m² 計 599,555.65 m²です。

1～68 番は相対による契約で、今回の総会をもって相対での契約の受付を終了させていただいております。69 番以降が農地中間管理機構を利用した契約となります。今回耕作者は〇〇さんと〇〇さんの分なのですが、どちらももともと契約していた分の契約期間がきたので、中間管理機構通しの契約に移行されたものです。流動化率は前回より微増の 63.53%です。

議長

はい、ありがとうございます。ただいまの件についてご質問のある方よろしくお願ひします。

（異議なし）

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 84 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして報告事項へ進みます。

報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 24 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 19 件の届出がありました。面積は、すべて田で 138,218 m²です。1 番につきましては、3 条申請するために合意解約されたものです。2～15 番につきましては、耕作者さんが立ち上げた法人と中間管理機構を通して契約しなおすために合意解約されたものでございます。16～19 番につきましては、5 条申請するために合意解約されたものです。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

（特になし）

議長

それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局

- ・地域計画 先週現在のものを配布・説明 意見なし
- ・3/12 農業委員等研修会開催のご案内 出欠 3/4 まで
- ・小委員会の開催予告 2月最終週で
- ・会費清算案内（香典代）
- ・「農業者年金制度と加入推進2024年度版」配布
- ・「図書目録2925年第1版」 配布

議長

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和7年3月4日（火）午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第19回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時55分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長